

遠野市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分等の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3の規定により指定を受けた遠野市指定給水装置工事事業者（以下「工事事業者」という。）の違反行為に対する処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分等の基準等)

第2条 水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、工事事業者の違反行為の内容に応じ、次の各号に掲げる処分等を講ずるものとする。

(1) 文書注意等による指導

(2) 指定の効力の停止の処分

(3) 指定取消しの処分

(4) その他遠野市水道事業給水条例（平成17年遠野市条例第149号。以下「条例」という。）第44条及び第45条に基づく過料の処分

2 前項に定める違反行為に対する処分等の基準は、別表のとおりとする。

3 工事事業者が指定を取り消された後に再度工事事業者の指定を受けて違反行為を行った場合は、原則として当該指定を取り消すものとする。

(処分等の内容の変更等)

第3条 管理者は、前条の規定により処分等を受けた工事事業者について、しんしゃくすべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、当該処分等の内容を変更することができる。

2 管理者は、前条の規定により処分等を受けた工事事業者が、当該処分等に係る事案について責を負わないことが明らかであると認められるときは、当該工事事業者に対し、行った処分等を解除することができる。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第4条 管理者は、工事事業者に対し指定の停止又は指定の取消しの処分をしようとするときは、遠野市行政手続条例（平成17年遠野市条例第22号）に基づき、水道事務所長が指名する者に聴聞を主宰させ、又は弁明の機会を付与する。

(処分等の通知)

第5条 管理者は、第2条の規定により処分等を行い、又は第3条の規定により処分等の内容を変更し、若しくは処分等の内容を解除したときは、遅滞なく、それぞれ嚴重注意通知書（様式第1号）、指定停止処分通知書（様式第2号）、違反行為に対する処分等内容変更通知書（様式第3号）、指定停止処分解除通知書（様式第4号）又は指定取消通知書（様式第5号）により当該工事事業者に対し通知するものとする。

(処分後の給水工事の施行)

第6条 工事事業者は、指定停止又は指定取消しの処分を受けた時点において、未しゅん工の工事があるときは、前条の規定にかかわらず、その工事に限り施行することができるものとする。

(処分の効力)

第7条 指定の効力の停止の処分期間満了の翌日から起算して2年間は、当該違反行為に対する処分等の適用に関し、前歴として取り扱うものとする。

(委員会の設置)

第8条 この規程の規定による違反行為に対する処分等の内容を審査するため、遠野市指定給水装置工事事業者処分等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第9条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事事業者の違反行為に対する処分等に関すること。
- (2) 違反行為の種類及び処分等の内容の変更に関すること。
- (3) その他管理者が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第10条 委員会に委員長を置き、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会の委員長をもって充てる。

- 2 委員は、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会の委員（水道事務所長を除く。）、経営企画部財政担当課長及び委員長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(結果報告)

第12条 委員長は、委員会において処分等の内容の適否その他所掌事項に関し決定がなされたときは、当該決定事項を管理者に報告しなければならない。

(給水装置工事主任技術者に関する報告等)

第13条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認められるときは、文書による注意を行うほか、必要に応じて「水道法第25条の5第3項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」（平成11年8月24日付け生衛発第1185号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に基づき、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、水道事務所において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに改正前の第2条の規定に基づき行われた2年以内の当該違反行為に対する処分については、改正後の第7条に規定する違反行為の前歴として取り扱うものとする。

別表（第2条関係）

| 水道法 | 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。） | 該当事由（違反行為） | 指定工事業者に対する措置 | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------|----------|
| | | | 1回目 | 2回目 |
| 法第25条の3（法第25条の11第1項第1号関係） 第1項第1号 | | 指定の基準に適合しなくなったとき。 | 取消し | — |
| 第1項第2号 | 規則第20条第1項第1号から第4号まで | 事業所ごとに給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置かないとき（他の事業者の名義を使用した場合を含む。）。 | 取消し | — |
| 第1項第3号イ | | 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 | 取消し | — |
| ロ | | 欠格要件に該当したとき。 | 取消し | — |
| ハ | | 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 | 取消し | — |
| ニ | | 法に違反して刑の執行後又は刑を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 | 取消し | — |
| | | 指定の取消しから2年を経過しない者 | 取消し | — |
| | | 次に掲げる者 | | |
| | | (1) 管理者に届出をせず、無断通水、メーターの不正使用等をした者 | 過料及び取消し又は指定停止6月以下 | 過料及び取消し |
| | | (2) メーターを取り付けずに通水した者 | 過料及び取消し又は指定停止6月以下 | 過料及び取消し |
| | | (3) 道路掘削若しくは道路使用の連絡又は道路掘削 | 指定停止3月以下 | 指定停止6月以下 |

| | | | | |
|---------------------------------------|--------|---|---------------------|-----------------|
| | | 許可若しくは道路使用許可を受けずに工事を施工した者 | | |
| | | (4) 管理者の承認を受けな いで工事を施工した者 | 過料及び取消し又は指定停止 6 月以下 | 過料及び取消し |
| | | (5) 工事完成後 3 月以内に 検査を受けない者 | 指定停止 3 月以下 | 取消し又は指定停止 6 月以下 |
| | | (6) メーターを無断で取り 外した者 | 過料及び取消し又は指定停止 3 月以下 | 過料及び取消し |
| | | (7) 施工上の安全管理を怠 り、従業員を死傷させた 者 | 指定停止 3 月以下 | 取消し又は指定停止 6 月以下 |
| | | (8) 施工上の安全管理を怠 り、公衆に死傷者を出し 又は被害を与えた者 | 指定停止 6 月以下 | 取消し |
| | | (9) 研修機会を確保をしな かった者 | 口頭注意 | 文書注意 |
| | | (10) 条例の規定に違反し た者、その他業務に関し 不正又は不誠実な行為を するおそれがあると認め るに足りる相当の理由が ある者 | 指定停止 3 月以下 | 取消し又は指定停止 6 月以下 |
| | ホ | 法人であって、その役員の うち上記イからニまでのい ずれかに該当する者がある もの | 取消し又は指定停止 6 月以下 | 取消し |
| 法第25条の4（法第25条の11第1項第2号関係） 第1項及び第2項 | 規則第21条 | 主任技術者の選定届出等 | | |
| | 第1項 | 指定を受けた日から2週間 以内に主任技術者を選定し ないとき。 | 取消し | — |
| | 第2項 | (1) 選任した主任技術者が | 取消し | — |

| | | | | |
|----------------------------------|---------------------|---|--|---|
| | | <p>欠けたときに新たな主任技術者を2週間以内を選任しないとき。</p> <p>(2) 主任技術者の解任の届出を2週間以内に行わないとき。</p> <p>第3項 主任技術者の職務の遂行に支障が生じたとき。</p> | <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> | <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> |
| <p>法第25条の7（法第25条の11第1項第3号関係）</p> | <p>規則第34条及び第35条</p> | <p>変更の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(1) 事業所の名称、所在地等の変更届を30日以内に行わないとき。</p> <p>(2) 氏名又は名称及び住所の変更届を30日以内に行わないとき。</p> <p>(3) 代表者及び役員の氏名変更届を30日以内に行わないとき。</p> <p>(4) 事業の廃止又は休止届を30日以内に行わないとき。</p> <p>(5) 事業の再開届を10日以内に行わないとき。</p> <p>(6) 休止届後無断で事業を再開したとき。</p> <p>(7) 主任技術者の氏名又は免状交付番号の変更届を30日以内に行わないとき。</p> <p>(8) 虚偽の届出をしたとき。</p> | <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>取消し</p> | <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>—</p> |
| <p>法第25条の8（法第25条の11第1項</p> | <p>規則第36条</p> | <p>給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正</p> | | |

| | | | | |
|--------|-----|---|--------------|-------------------|
| 第4号関係) | | な給水装置工事の事業の運営をすることができないとき。 | | |
| | 第1号 | 給水装置工事ごとに選任した主任技術者を指名しないとき又は名義貸しをしたとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | 第2号 | 配水管からメーターまでの工事を施工するとき、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させないとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | 第3号 | 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | 第5号 | 次の行為を行ったとき。 | | |
| | イ | 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | ロ | 切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | ハ | 給水管を交差して接続し、又はメーターを交差して取り付けたとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | ニ | メーターを逆に取り付けたとき。 | 文書注意 | 指定停止6月以下 |
| | ホ | 管理者に届け出ずに断水工事を行ったとき。 | 指定停止3月以下 | 取消し又は指定停止6月以下 |
| | ヘ | 管理者の承認又は検査を受けていない給水設備に給水管を接続したとき。 | 過料及び指定停止3月以下 | 過料及び取消し又は指定停止6月以下 |
| | ト | 検査の改善指示に従わないとき。 | 過料及び指定停止3月以下 | 過料及び取消し又は指定停止6月以下 |

| | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------|---|
| | <p>第6号 次の工事内容の記録を3年間保存しないとき。</p> <p>イ 施主の氏名又は名称</p> <p>ロ 施工の場所</p> <p>ハ 施工完了年月日</p> <p>ニ 主任技術者の氏名</p> <p>ホ 竣工図</p> <p>ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</p> <p>ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果</p> | <p>指定停止3月以下</p> | <p>止6月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> |
| <p>法第25条の9（法第25条の11第1項第5号関係）</p> | <p>主任技術者の立会い</p> <p>(1) 管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(2) 管理者の検査の立会いの求めに対し、指定工事業者が主任技術者を立ち合わせないとき。</p> | <p>指定停止3月以下</p> | <p>取消し又は指定停止6月以下</p> |
| <p>法第25条の10（法第25条の11第1項第6号関係）</p> | <p>報告又は資料の提出</p> <p>(1) 給水区域内において施工した工事に関し、指定工事業者が必要な報告又は資料の提出をしないとき。</p> <p>(2) 虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。</p> | <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> | <p>取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し又は指定停止6月以下</p> |
| <p>（法第25条の11第1項第7号）</p> | <p>その施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p> | | |

| | | | |
|-------------------------|---|--|--|
| <p>(法第25条の11第1項第8号)</p> | <p>大であるとき。</p> <p>(1) 配水施設又は給水施設を無断で操作したとき。</p> <p>(2) その他管理者が著しく不都合と認める行為又は状態</p> <p>不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき（虚偽の申請により指定を受けたとき。）。</p> | <p>過料及び取消し又は指定停止6月以下</p> <p>過料及び取消し又は指定停止6月以下</p> <p>取消し</p> | <p>過料及び取消し</p> <p>過料及び取消し</p> <p>—</p> |
|-------------------------|---|--|--|

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市水道事業

遠野市長

印

厳重注意通知書

年 月 日付けで提出のありました顛末書の事案について、遠野市指定給水装置工事事業者の指定停止等の措置基準に関する規程（平成19年水道事業管理規程第3号）第5条の規定により、厳重に注意します。

なお、今後は、遠野市指定給水装置工事事業者としての自覚を持ち、再発防止に努めてください。

備考 この様式によることのできない特別の事情があるときは、これらを適宜補正することができる。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市水道事業

遠野市長

印

指定停止処分通知書

年 月 日付けで提出のありました顛末書の事案について、遠野市指定給水装置工事事業者の指定停止等の措置基準に関する規程（平成19年水道事業管理規程第3号）第5条の規定により、下記の期間において指定給水装置工事事業者の効力を停止することを通知します。

記

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 |

備考 この様式によることのできない特別の事情があるときは、これらを適宜補正することができる。

様式第3号（第3条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市水道事業

遠野市長

印

違反行為に対する処分等の内容変更通知書

年 月 日付で通知しました処分等の内容について、遠野市指定給水装置工事事業者の指定停止等の措置基準に関する規程（平成19年水道事業管理規程第3号）第3条第1項の規定により、下記のとおり変更することとしましたので、同規程第5条の規定により通知します。

記

変更内容

備考 この様式によることのできない特別の事情があるときは、これらを適宜補正することができる。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市水道事業

遠野市長

印

指定停止処分解除通知書

年 月 日付で通知しました指定停止の処分について、指定の効力の停止期間満了に伴い解除したので、遠野市指定給水装置工事事業者の指定停止等の措置基準に関する規程（平成19年水道事業管理規程第3号）第5条の規定により通知します。

なお、今後においては、遠野市指定給水装置工事事業者としての責務を遵守し、業務を行うよう指導します。

備考 この様式によることのできない特別の事情があるときは、これらを適宜補正することができる。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市水道事業

遠野市長

印

指定取消通知書

年 月 日付けで提出のありました顛末書の事案について、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11第1項及び遠野市指定給水装置工事事業者の指定停止等の措置基準に関する規程（平成19年水道事業管理規程第3号）第5条の規定により、遠野市指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことを通知します。

備考 この様式によることのできない特別の事情があるときは、これらを適宜補正することができる。